

## 令和 2 年度 堺市障害者施策推進協議会 権利擁護専門部会 (障害者差別解消法関係) 概要

事務局：障害施策推進課

### ○開催日

令和 3 年 2 月 (新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため書面開催)

### 議題

#### 障害者差別解消法施行後の状況について

##### < 案件 1 > 事例検討会議の開催について

権利擁護専門部会(障害者差別解消支援地域協議会)の下に「事例検討会議」を設置しているが、今年度は新型コロナウイルスの感染防止のため、開催せず。

##### < 案件 2 > 障害者差別解消法施行後の状況について

令和 2 年度の相談事例等については、下記のとおり。(事例の詳細は、資料 3 - 2 のとおり)  
令和 2 年度 = 6 件 (R3/1/31 時点)

		商品/ サービス	福祉 サービス	公共 交通	教育	医療	雇用	行政	その 他
身体 障害	視覚障害								
	聴覚障害								
	肢体不自由	1		1				1	
知的障害									
精神障害		2					1		

##### < 案件 3 > 大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例の改正について

###### (1) 内容

大阪府障がい者差別解消条例が令和 3 年 4 月 1 日に改正施行され、民間事業者の合理的配慮の提供が法的義務化となる。

###### (2) 当市の取組み

当市も府条例を適用しており、改正内容に応じた対応が求められる。具体的には、①府と並行した事業者への内容の周知、②堺市職員対応要領の見直しである。このうち、①市内事業者への周知については、引き続き、府と連携し周知方法の検討を行う。②堺市職員対応要領については< 案件 4 >にて事務局作成案を示し、委員へ意見聴取を実施。

##### < 案件 4 > 堺市職員対応要領の改正について

###### (1) 内容

今回の府条例改正に伴い、当市職員の対応に変更が生じることはないが、府条例と法制度の内容に違いが生じたことにより、双方の取り扱いについて整理し、記載方法を変更。

(対応要領の改正内容は資料 3 - 3 のとおり)

(2) 委員意見等

- ・府条例改正に関する要領改正案に対し、対象となる事業者の範囲をより明確に記載する等の意見があったため、今回の要領改正に反映させる。
- ・要領全体についてのご意見に関しては、引き続きご意見を聴取し、今後の見直しに際しての参考とする。